

■ □ 医療費助成制度をご存知ですか？ □ ■

町では生活保護の方を除き、一定の障がいのある方、18歳未満の子がいるひとり親世帯、乳幼児のお子さんを対象に医療費の一部助成を行っています。次の条件を満たしている方で、まだ申請をされていない場合は役場保健課まで届出ください。

1. 重度心身障がい者医療費助成制度

- 次に該当する方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。
- 身体障害者手帳 1級または2級をお持ちの方（内臓系疾患による場合は3級も含む）
 - 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方
 - 療育手帳の判定 A の方
 - 上記と同程度の障がいがあると医師が証明する方

2. ひとり親家庭等医療費助成制度

18歳未満の子がいるひとり親家庭の方は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

3. 乳幼児等医療費助成制度

就学前児童（入院については小学生も対象）は、世帯の町・道民税（住民税）の区分に応じて助成を受けることができます。

■届出に必要なもの

- 印かん
- 健康保険証
- 平成28年1月2日以後に転入された方は、平成28年度の保護者の所得課税証明書（前市町村で発行）
- 重度心身障がい者の届出は、各交付手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、または町が定める様式による医師の診断書が必要です。
- ひとり親家庭の届出には、戸籍を町外にしている場合、戸籍謄本が必要な場合があります。

■各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 （柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ）	窓口 1 割負担

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯として助成します。
- ② ひとり親家庭の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護の場合は助成区分に関係なく 1 割負担となります。
- ④ 乳幼児については、就学後も小学生の期間は入院及び訪問看護のみ助成の対象となります。受給者証を交付しますので、入院をする時は届出ください。
- ⑤ 受給者証は、重度心身障がい者及びひとり親家庭は道内の医療機関、乳幼児等については北後志地区及び小樽・札幌市の一部医療機関でのみ使用できます。道外で診療を受けた場合や受給者証を提示し忘れた場合等、病院の窓口で保険証のみで受診した時は、申請すると差額分が助成されます。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

●平成27年度貸借対照表を公表します●

町の資産や債務を適切に把握し管理するために、総務省が新たに示した統一的な基準に基づく平成27年度決算の財務諸表を作成しましたので、そのうち貸借対照表の概要についてお知らせします。

貸借対照表は、町がどのような資産を保有しているのか、その資産がどのような財源で賄われているのかを表示する財務諸表です。

詳細については、その他の財務諸表を含め、町のホームページ等でお知らせします。

平成27年度貸借対照表（平成28年3月31日現在）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 固定資産	214 億 6,804 万円	1 固定負債	80 億 9,399 万円
2 流動資産 (うち現金・預金)	5 億 6,966 万円 (3 億 5,860 万円)	2 流動負債	9 億 1,188 万円
		【純資産の部】	
		1 純資産	130 億 3,183 万円
資産合計	220 億 3,770 万円	負債・純資産合計	220 億 3,770 万円

※地方債（町の借金）の残高は、約 71 億 2,755 万円で、町民一人当りでは約 36 万 2,600 円となります。また、町民一人当りの資産は約 112 万 1,200 円となります。（人口はH27年度末住民基本台帳人口を用いて計算しています。）

◆問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114

【資産の部】

- 1 固定資産⇒土地、建物
- 2 流動資産⇒現金、預金など

【負債の部】

- 1 固定負債⇒地方債の残高など
- 2 流動負債⇒翌年度（平成28年度）に支払われる償還金など

【純資産の部】

- 1 純資産⇒これまでに資産形成に支払われた財源